

幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町中小企業融資に関する条例 (昭和53年6月21日 条例第28号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(資金の種類)</p> <p>第4条 融資する資金の種類は次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 小口資金 <u>(国が定める小口零細企業保証制度の対象となる融資に限る。)</u> (4) 略</p> <p>(融資の対象)</p> <p>第5条 融資の対象は、本町において同一事業を引き続き1年以上営んでいる<u>もので、常時使用する従業員の数が50人（小口資金の場合は20人（商業又はサービスを主たる事業とする事業者については5人））以下の会社又は個人で、町内に独立した事業所又は店舗を有し、町税等を完納しているものとする。</u>この場合において、町長が特に必要と認めるときは、保証協会の定めるところにより、同一事業の経営が引き続き1年未満であっても融資の対象とすることができる。ただし、近代化資金については、商店街協同組合等が商店街近代化事業街区を設定し、商店街の近代化に関する協定を結んだ日から10年を限りとして、その商店街協同組合等の構成員の内、近代化計画を作成し、町長の承認を受けたものとする。</p> <p>第6条～第9条 略</p>	<p>○幕別町中小企業融資に関する条例 (昭和53年6月21日 条例第28号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(資金の種類)</p> <p>第4条 融資する資金の種類は次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 小口資金 (4) 略</p> <p>(融資の対象)</p> <p>第5条 融資の対象は、本町において同一事業を引き続き1年以上営んでいる<u>常時使用する従業員の数が50人以下の中小企業者（小口資金については、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項各号に規定する小規模企業者に限る。）</u>で、町内に独立した事業所又は店舗を有し、町税等を完納しているものとする。この場合において、町長が特に必要と認めるときは、保証協会の定めるところにより、同一事業の経営が引き続き1年未満であっても融資の対象とすることができる。ただし、近代化資金については、商店街協同組合等が商店街近代化事業街区を設定し、商店街の近代化に関する協定を結んだ日から10年を限りとして、その商店街協同組合等の構成員の内、近代化計画を作成し、町長の承認を受けたものとする。</p> <p>第6条～第9条 略</p>